茨城県立土浦第二高等学校の部活動に係る活動方針

令和5年3月 茨城県立土浦第二高等学校

はじめに

スポーツ庁の「運動部活動の地域移行に関する検討会議」及び文化庁の「文化部活動の地域移行に関する検討会議」より出された提案に基づき、茨城県でも令和4年12月に「茨城県運動部活動の運営方針」の改訂が提示されました。

これにより本校では、「部活動に係わる活動方針」を改訂すると同時に、生徒、保護者及び地域の関係機関への周知時間を経て運用開始していけますように以下のよう提示いたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

1 適切な休養を確保するための活動時間管理の徹底

- O原則として週2日以上(平日、休日各1日以上)の休養日を設ける。
- O週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の休日に振替える。
- ○1日の活動時間は、自主練習を含み平日は2時間以内、休業日4時間以内、週計12時間以内とする。
- O長期休業中に、長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- O原則として、朝の活動は行わない。
- ○校長は、茨城県高等学校体育連盟、茨城県高等学校文化連盟並びに県教育委員会が定める参加する大会等の 上限の目安を踏まえ、参加する大会等を精査する。
- O年間計画、毎月の活動計画、実績についてホームページにて公表していく。

2 適切な運営のための体制整備

- 〇部活動は、自主的・自発的な参加による活動で加入は任意であり、参加費や旅費等については本来受益者負担が原則であることを踏まえ、部活動に加入していない生徒とその保護者に対し、入会前に十分に説明し理解を得るとともに、配慮した取扱いとなるよう仕組み等を見直していく。
- ○勝利至上主義に傾倒した過剰な長時間活動や体罰・暴言・ハラスメント等の、顧問等による不適切な指導や 部員間でのいじめ等を根絶する。
- 〇本校は、教育委員会や各種団体等が行う部顧問対象の研修、部活動指導員の募集・研修等に協力する。
- ○本校運動部顧問は、科学的な見地に基づき最大のトレーニング効果を得るため、計画的に休養日を設定することが必要なこと、また、過度の練習はスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解する。
 - また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭、学校医及びアスレティックトレーナーを含む有 資格者等と連携・協力して、発育・発達の個人差をはじめ、特に成長期における体と心の状態等に関する正 しい知識を得た上で指導を行う。
- ○気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度など の環境条件に配慮した活動を実施する。

3 生徒の多様なニーズを踏まえた活動環境の整備

- 〇本校では、生徒が個々のニーズに応じてスポーツ・文化芸術活動を行うことのできる環境と、教員が学習や 生活・進路面等で生徒と向き合うなどの本務に専念できる環境を整備するため、令和5年度から、部活動を 休日から段階的に地域移行する。
- ○多様化する生徒の活動ニーズに柔軟に応える体制を整備していき、部活動以外の様々な活動にも参加できる よう対策を講じていく。

4 学校の働き方改革を踏まえた運営体制の構築

- 〇教員の時間外在校等時間縮減とあわせ、部活動数の精選・適正化を進め、生徒の安全を確保した上で、複数 顧問交代制や部活動指導員の活用により単独で指導する原則を徹底する。
- *上記 1~4の活動方針について、「2. 適切な運営のための体制整備」のうち、部活動における費用負担については、学校からの説明により生徒や保護者の方々の合意を得る必要性があるため、令和5年度から検討を重ねつつ運営を行っていく予定です。

令和6年度以降、学校部活動は全て受益者負担という観点から、生徒会費やPTA会費、振興会費、後援会費等からの支出を大幅な見直しをすることになります。

*活動を進めていく上で今後、検討と整理が必要な事項を精査していきます。